

件名：定期監査の結果に基づき講じた措置の公表

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月12日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

（平成21年度監査結果報告分）

【病院事業局】

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む。）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていなかった。利活用を検討する必要がある。（北部病院）

(2) 講じた措置の内容

架橋等による医療環境の変化に伴い診療を休止した古宇利診療所及び同看護師住宅について、今帰仁村と協議して施設の利活用を検討してきたところ、令和3年7月に同村から建物の解体撤去及び村有地の返還要望があったことから、令和4年度予算に建物解体工事費用を計上し、土地の返還に向けた準備を進めている。

（令和2年度監査結果報告分）

【各部局共通】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 証紙に消印が押されていないものがあった。

- ・土木建築部（建築指導課及び北部土木事務所）
- ・教育庁（学校人事課）
- ・警察本部（生活安全企画課）

イ 証紙収納簿が作成されていないもの、証紙収納簿に登録していなかったものがあった。

- ・知事公室（防災危機管理課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）

ウ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料の額で収納していた。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 証紙収納簿への登記を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

ウ 手数料の不足分について、徴収の処理を行った。指摘後、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたものがあった。

- ・子ども生活福祉部（保護・援護課、青少年・子ども家庭課及び消費・暮らし安全課）
- ・保健医療部（国民健康保険課）
- ・農林水産部（糖業農産課、水産課、水産海洋技術センター及び中央家畜保健衛生所）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課、ものづくり振興課及び中小企業支援課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課及び芸術大学）
- ・教育庁（県立学校教育課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・子ども生活福祉部（女性相談所、若夏学院及び中央児童相談所）
- ・農林水産部（北部農林水産振興センター）
- ・商工労働部（大阪事務所）
- ・教育庁（美咲特別支援学校）

イ 予定価格調書において、税込額と税抜額を誤って逆に記載していた。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

ウ 予定価格調書において、誤って一桁少ない金額を記載していた。

- ・教育庁（沖縄ろう学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 正規の見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書により契約を締結していたものがあった。

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター、中部農業改良普及センター及び南部農業改良普及センター）
- ・商工労働部（大阪事務所）

イ 予算執行前に契約予定業者を記載していたものがあった。

- ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【知事公室】

1 収納が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

広告掲載料について、納入通知書の発行の遅れにより、契約書で定める支払期限から最大3か月遅れて収納していた。（広報課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【総務部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税		(円、%)				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9	
令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6	
対前年度比	98.3	97.6	119.0	149.4	—	
(税務課、各県税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)						
	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率			
イ 土地貸付料	44,845,427円	6.2%	△0.9%	(管財課)		

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の48.9パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。

- (7) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。
- (4) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収、共同催告などの支援を行っている。
- (5) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。
- (6) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者等への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、83,975円の不足払いとなっていた。(総務事務センター)

イ 通勤手当の支給に当たって、支給停止要件の確認を誤ったため、77,000円の不足払いとなっていた。(総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当、勤勉手当及び通勤手当の不足払いについて、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあつた。(那覇県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	77,302,569円	99.7%	△0.3%	(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、面談や電話による現況確認、金融機関等への財産調査を行うとともに、債権の差押えを行った。令和3年度において、822,311円を回収した。

2 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

業務受託業者が使用している座標測定器等の備品23点（取得金額1,250,250円）について、貸付けの手続がなされていなかった。
(自然保護課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【子ども生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額であるもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 生活保護費返還金	199,496,354円	57.3%	△6.0%	(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	91,198,874円	45.6%	△7.6%	(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)
ウ 児童福祉施設負担金	27,491,386円	63.3%	5.8%	(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所及び各児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和3年度において、18,596,254円を回収するとともに、46,897,262円に相当する債権について履行の延期を承認し、8,972,439円を不納欠損金として整理した。また、平成28年度より中部及び南部福祉事務所に債権管理適正化調査員を各1人配置していたが、令和3年度より新たに北部福祉事務所に1人配置するとともに中部及び南部福祉事務所へ各1人を追加で配置し、債権管理の取組を強化している。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和3年度において、8,212,460円を回収するとともに、1,268,581円を不納欠損金として整理した。

ウ 児童福祉施設負担金については、納入義務者の面談時に負担額についての説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを行い、未収金発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努め、令和3年度において、1,325,550円を回収した。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給に当たって、時給を誤ったため、114,643円の過払いとなっていた。
(南部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

報酬及び期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。
(北部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

賄い材料の単価契約について、契約保証金納付の免除に該当しない業者に対して、契約保証金を免除していた。
(中央児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【保健医療部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間数を誤ったため、33,634円の過払いとなっていた。
(保健医療総務課)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の燃料費について、書類の不備による契約手続の遅れがあり、職員の私費による支払が繰り返し行われていた。
(総合精神保健福祉センター)

(2) 講じた措置の内容

未払分について、過年度支出の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

委託業務で構築したシステムについて、備品台帳への登録が行われていなかった。
(看護大学)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあつた。

(看護大学)

(2) 講じた措置の内容

報酬、費用弁償の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 受給者証の発行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

自立支援医療受給者証が判定委員会の審査や決裁手続を経ないまま発行されていた。

(総合精神保健福祉センター)

(2) 講じた措置の内容

当該受給者証を回収し、公費負担医療の不正受給分について返納の処理を行った。指摘後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく適正な

事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率

ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	270,992,176円	88.8%	△7.9%	(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	33,701,969円	73.9%	△3.6%	(水産課)
ウ 雑入(実費徴収金)	2,914,099円	4.7%	0.8%	(中央卸売市場)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和3年度において、23,304,918円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者に対して分割償還の指導や催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和3年度において、1,831,637円(違約金を含む。)を回収した。

ウ 雑入について、適切かつ能率的な債権管理のための標準債権管理マニュアルに基づき、法人の資力調査及び関係者の所在確認を行う等、引き続き収入未済の解消に取り組むとともに、法人の経営実態を把握してリスク管理を強化し、新たな未収金の発生を防止する等、適切な債権管理に努めている。保証人への督促等、法的課題について法律顧問に法律相談を行った。

2 納品等の時期の認識が誤っていたもの

(1) 措置の内容

備品購入に当たって、令和元年度予算から支出しているが、納品及び検査が令和2年4月となっていた。(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、47,713円の不足払いとなっていた。(宮古農林水産振興センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足払いについて、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

上下水道料金の支出において、財務規則に規定されていない者が資金前渡職員として支出していた。(農業研究センター名護支所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 屋内飼育棟に設置した循環扇(取得金額3,599,200円)について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(水産海洋技術センター)

イ 修繕工事により設置したブロック塀について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(南部農業改良普及センター)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあつた。

(村づくり計画課)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、労働基準法及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,669,992,384円	86.1%	△4.2%	(中小企業支援課)
イ 建物明渡訴訟に係る				
損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%	(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区				
損害金等諸収入	50,773,221円	36.0%	0.0%	(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金）に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和3年度において、109,840,336円を回収した。

イ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査を実施しており、引き続き債権回収に向けた取り組みを行う。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等諸収入について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、引き続き債権回収に向けた取り組みを行うとともに、令和3年度は回収困難な債権について1社分785,781円を不納欠損金として整理した。

2 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

現金により収納した寄附金10万円について、金融機関への払込が10か月以上遅れていた。

(大阪事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 債務負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

訓練委託の債務負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。

(浦添職業能力開発校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

投影機等の備品5点（取得金額1,312,581円）について、貸付けの手続がなされていなかった。

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付け先が今後の借受けを希望しないため、返納処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設備使用許可申請書の金額等が、鉛筆を使用して記載されていた。(工芸振興センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	496,700,081円	8.8%	△15.1%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,225,083円	9.5%	△8.4%	(住宅課)
ウ 雑入(違約金)	41,477,217円	38.6%	△61.4%	(住宅課)
エ 雑入(損害賠償金)	3,160,510円	100%	48.6%	(住宅課)
オ 土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0%	(海岸防災課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和3年度において、39,069,937円を回収するとともに、52,235,734円を不納欠損金として整理した。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和3年度において、6,670,266円を回収するとともに、235,090円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

ウ 違約金について、訪問による催促を行うとともに、回収困難な債権11,623,500円について不納欠損金として整理する等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

エ 損害賠償金について、債務者へ納付の督促等を行った結果、令和3年度において、2,987,120円を回収した。

オ 土地明渡強制執行原因者負担金について、令和3年度において、12,024,159円を不納欠損金として整理した。引き続き、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理を行う。

2 収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾区域使用料及び港湾施設使用料について、沖縄県港湾管理条例(昭和47年沖縄県条例第55号)で定める期限から3か月以上遅れて収納していた。また、公有水面使用料について、使用許可から3か月以上経過して納入通知書を発行し、納入期限から5か月以上遅れて収納していた。

(北部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県港湾管理条例及び沖縄県海岸占用料等徴収条例(平成12年沖縄県条例第41号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和2年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より147,909,597円（8.6%）減少し1,580,665,605円となっているが、依然として多額となっている。

(病院事業経営課及び各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和3年度において、144,716,586円を回収するとともに、5,010,055円を不納欠損金として整理した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、37,427円の過払いとなっていた。(中部病院)

イ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、33,590円の過払いとなっていた。(宮古病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、134,587円の過払いとなっていた。(中部病院)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては138,604円の不足払い、職員Bについては102,721円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについては返納の処理を行い、不足払いについては支給の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 決裁権者の押印がなかったもの

(1) 指摘の内容

委託契約や改修工事において、支出負担行為書に決裁権者の押印がなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 物品の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

固定資産の用途廃止の際、病院事業局長に合議していなかった。また、固定資産の廃棄の際、病院事業局長の承認を受けていなかった。(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【教育庁】

1 支出負担行為に係る事務が適正でないもの

(1) 指摘の内容

整備事業費補助金の支出負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。

(保健体育課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、職員Aについては62,669円、職員Bについては58,912円の過払いとなっていた。

(八重山商工高等学校)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、87,518円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、131,416円の過払いとなっていた。

(沖縄水産高等学校)

エ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、37,510円の過払いとなっていた。

(埋蔵文化財センター)

オ 期末手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、72,265円の過払いとなっていた。

(八重山教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県外学生寮の備品40点(取得金額4,220,408円)について、貸付けの手続がなされていなかった。

(教育支援課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

工事請負契約により設置した空調機について、備品台帳への登録が行われていなかった。

(那覇国際高等学校)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

<工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

【土木建築部】

1 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

安謝川河川改修工事(H28-3)において、先行設置していたパイプルーフNo.13の継手が後施工したNo.12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。

(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

安謝川河川改修工事(R3-1)において、指摘箇所コンクリートを打設し、上部の国道等への影響が及ばないように対策を講じた。